

令和7年度定期監査の結果に関する報告について

令和8年3月30日
那須烏山市監査告示第5号

令和7年度定期監査の結果に関する報告について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

那須烏山市監査委員 樋 山 隆

那須烏山市監査委員 小 堀 道 和

令和7年度定期監査結果報告書

第1 監査の基準

那須烏山市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第3 監査の対象、実施日及び場所

対象課局	実施日	場所
税務課、市民課、商工観光課、会計課	令和7年10月21日（火）	烏山庁舎第2会議室
総務課、健康福祉課、都市建設課	令和7年11月18日（火）	南那須庁舎第二委員会室
議会事務局、上下水道課	令和7年12月19日（金）	烏山庁舎第2会議室
農政課、学校教育課、生涯学習課	令和8年1月19日（月）	南那須庁舎第二委員会室
まちづくり課、こども課	令和8年2月17日（火）	烏山庁舎市民室
総合政策課	令和8年3月23日（月）	烏山庁舎第2会議室

第4 監査の着眼点及び実施内容

令和7年4月1日から監査実施日の前々月末までにおける、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、各課局から提出された定期監査資料及び関係書類等に基づき、疑問点等は関係職員に質疑で確認しながら監査を実施した。

第5 監査結果の区分

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項については、次のとおり区分する。

1 勧告事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもので、市の行財政運営又は市民生活に重大な影響を及ぼすもの
- (2) その他、勧告事項とする必要があると認められるもの

2 指摘事項

- (1) 法令、条例、規則等に違反しているもの
- (2) 経済性、効率性及び有効性の観点から改善を要するもの
- (3) その他、指摘事項とする必要があると認められるもの

3 注意事項

- (1) 指摘事項に該当するもののうち、比較的軽易なもの

第6 監査の結果

監査の範囲内においては、全体としては概ね適正に処理されていると認められた。
なお、軽易な誤り等については、口頭で指導したとおり改善されたい。

第7 監査の意見

(1) デジタル化・DXの推進

各所属における事務執行の過程において、従来からのアナログ的な手法や属人的な管理体制に頼らざるを得ない状況が散見される。今後はさらに行政事務のDXを推進し、デジタル技術を活用した人的なミスを最小限に抑える仕組みづくりに努められたい。

(2) 効果的な予算執行

厳しい財政状況の中、限られた予算を最大限に活用する「最小の経費で最大の効果」を挙げる視点が不可欠である。中長期的な財源負担を十分に考慮し、適正な予算管理と、効果的な資産運用の更なる充実に努められたい。